中道改革連合	支部の数	二二七	二〇一	（届出年月日　日令和八年四月九）
	数定条うち第十四条第二項第一号に規定する支部の数	二二七	二〇一	
日本保守党	支部の数	五五	六六	（届出年月日　日令和八年四月九）
	数定条うち第十四条第二項第一号に規定する支部の数	五五	六六	

○財務省告示第百五十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年五月二十九日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第156回	38,850,000円	38,834,534円
〃	第157回	83,630,000円	83,596,692円
〃	第158回	113,150,000円	113,104,942円
〃	第159回	42,900,000円	42,882,918円
〃	第160回	64,300,000円	64,274,390円
〃	第161回	92,030,000円	91,964,026円
〃	第162回	133,870,000円	133,667,330円
〃	第163回	98,530,000円	98,490,766円
〃	第164回	84,750,000円	84,716,254円
〃	第165回	68,980,000円	68,952,532円
〃	第166回	266,340,000円	266,000,480円
〃	第167回	337,560,000円	337,075,888円
〃	第168回	151,610,000円	151,259,686円
〃	第169回	528,490,000円	526,805,558円
〃	第170回	434,690,000円	433,373,770円
〃	第171回	447,610,000円	446,611,390円
〃	第172回	1,094,840,000円	1,091,524,834円
〃	第173回	626,990,000円	625,291,394円
〃	第174回	741,570,000円	738,682,557円
〃	第175回	1,785,640,000円	1,777,102,890円
〃	第176回	973,760,000円	968,975,661円
〃	第177回	1,185,500,000円	1,178,548,034円
〃	第178回	3,094,430,000円	3,072,975,722円
〃	第179回	36,000,000円	35,766,659円
〃	第182回	5,000,000円	4,978,822円
〃	第183回	5,000,000円	4,979,264円
〃	第186回	4,000,000円	3,985,896円
〃	第187回	100,000円	99,705円
〃	第190回	114,040,000円	114,019,068円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第122回	13,830,000円	13,824,496円
〃	第123回	96,000,000円	95,961,756円
〃	第124回	52,480,000円	52,459,100円
〃	第125回	158,940,000円	158,876,688円
〃	第126回	136,850,000円	136,795,492円
〃	第127回	160,830,000円	160,765,934円
〃	第128回	59,700,000円	59,676,228円
〃	第129回	122,250,000円	122,201,306円
〃	第130回	186,140,000円	186,065,858円
〃	第131回	119,890,000円	119,842,250円
〃	第132回	167,010,000円	166,943,480円
〃	第133回	110,430,000円	110,386,026円
〃	第134回	98,710,000円	98,670,688円
〃	第135回	131,010,000円	130,957,826円